2　（略）

3　法第二十六条第一項の申出をした者は、同条第一項第四号に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

4　（略）

（年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者（旧船員保険法による被保険者であつた者を含む。次項において同じ。）は、年金手帳を滅失し、若しくは毀損したとき又は年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名（年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

五　年金手帳を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

3　前項の申請書（年金手帳を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、年金手帳を添えなければならない。

（確認の請求）

第十二条　（略）

2　文書で前項の確認の請求をするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

3　（略）

（新規適用事業所の届出）

第十三条　法第六条第一項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となつた事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

ロ・ハ　（略）

四　（略）

2～4　（略）

2　（略）

3　法第二十六条第一項の申出をした者は、同条第一項第四号に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　申出者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

4　（略）

（年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者（旧船員保険法による被保険者であつた者を含む。次項において同じ。）は、年金手帳を滅失し、又はき損したときは、年金手帳の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

2　被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付の申請書を、機構に提出しなければならない。

一　申請者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

五　滅失又はき損の事由

3　年金手帳をき損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその年金手帳を添えなければならない。

（確認の請求）

第十二条　（略）

2　文書で前項の確認の請求をするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の生年月日

（新設）

二・三　（略）

3　（略）

（新規適用事業所の届出）

第十三条　法第六条第一項の規定により初めて適用事業所（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。以下同じ。）となつた事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業主が法人であるときは、次に掲げる事項

イ　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）又は会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

ロ・ハ　（略）

四　（略）

2～4　（略）